

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までのうち約5年3か月にわたり、坑夫として隧道工事現場でさく岩機等の振動工具を使用して振動業務に従事したため、振動障害（以下「本件疾病」という。）を発症したとして、A建設工事共同企業体を元請事業者とするB県C市所在のDトンネル工事を最終振動工具使用現場として、監督署長に対し、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められる

か否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、E医師の所見によると、請求人の本件疾病は認定基準を満たしており、業務上の事由によるものである旨主張しているので、認定基準に照らして、以下検討する。

(2) 末梢循環障害については、林業労働災害防止協会振動障害検診委員会の数値及び日本産業衛生学会振動障害研究会による振動障害における10℃10分法冷水浸漬手指皮膚温検査判定基準をもとに振動障害診断票における平成○年○月○日の検査結果（以下「検査結果」という。）をみると、①常温23℃における手指皮膚温は右手の中指、環指、小指がそれぞれ30.0℃、29.5℃、29.7℃と、30.0℃以下であり、軽度異常、②爪圧迫は試みた指すべてで2秒であり、軽度異常、③冷却負荷における手指皮膚温回復率（右中指）は5分後（19%）、10分後（26%）とも軽度異常、爪圧迫（右示指）は5分後（3秒）が中等度異常、10分後（2秒）が軽度異常と評価することができ、これらの結果を総合的に評価すると末梢循環機能は軽度低下しており、末梢循環障害は「認められる」と判断する。

(3) 末梢神経障害については、当審査会としても、労働局地方労災医員協議会振動障害専門部会（以下「振動部会」という。）及びF医師の所見と同様、痛覚脱失とみなせるほどの痛覚閾値の高度の異常は振動障害では考えにくく、かつ、常温における振動覚閾値（軽度から中等度の異常）と痛覚閾値の異常の程度がかい離している点も不自然であり、検査結果の数値は振動ばく露によるものとは判断できないことから、末梢神経障害は「認められない」と判断する。なお、皮膚硬化などの異常があれば、振動障害においても痛覚脱失を生じ得るが、手指の視触診上、そのような異常は認められていない。

また、Gクリニックにおける振動病診察表においては、平成○年○月○日から翌年○月○日まで一貫して手指痛（左・右）「++」であるところ、平成○年

○月○日においてのみ「－」となっており、当該所見は痛覚脱失を疑わせるほどの痛覚検査の結果とは矛盾しており、当審査会としては、同検査の信頼性には疑問があると判断せざるを得ず、振動障害の評価としては採用することはできない。

(4) 運動機能障害については、E医師は「著明に認められる」と判断しているのに対し、振動部会の上記意見書において、要旨、「検査結果によると、維持握力（5回法）は左右とも正常である一方、左手の維持握力（60%法）は中程度異常、つまみ力とタッピング数は左右ともおおむね高度異常であるが、X線所見上、ひじ関節に軽度の骨棘が認められるものの運動機能に影響を及ぼさない程度であり、手指の視触診等の結果、手若しくは前腕部の筋萎縮、運動機能の異常等は認められていないことから、振動ばく露に起因する運動機能障害とはいえない」としており、F医師もほぼ同意見である。また、E医師の検査結果では、握力：左28.0kg、右32.5kgであるのに対し、約10か月後の平成○年○月○日にGクリニックで行われた測定では左33kg、右43kgとなっており、著しい運動機能障害とされたものが、短期間で著しく改善することは不自然である。したがって、当審査会としても、振動部会及びF医師の所見と同様、運動機能障害は「認められない」と判断する。

(5) 上記(2)ないし(4)の事実並びに、①請求人の振動ばく露作業歴が約5年3か月と比較的短期間であること、②請求人によれば、振動工具の使用時間について、例えば、新幹線のHトンネル工事では、レッグを10分から15分程度3スパン行い、3日程度使用、B県のIトンネル工事では、ハンマードリルを1日2分程度、月に8日程度使用、レッグを10分から15分程度3日程度使用など比較的短時日での使用も多く認められ、振動ばく露時間も短いと思料されること、③最終振動ばく露作業日（平成○年○月○日）から5年以上経過した平成○年○月○日に振動障害診断が行われているが、医学的に振動ばく露がなければ振動障害の悪化は生じないとされているにもかかわらず、上記振動障害診断では著明な振動障害を認めるとされており、信用性が疑われることなどから、当審査会も、審査官の結論と同様、請求人の症状は、認定基準の2の要件には該当しないものであると判断する。

(6) なお、請求代理人は、平成○年○月○日付け意見書において、振動病認定訴訟で平成○年○月○日に原告勝訴の判決を行ったJ地方裁判所は、振動障害発

症の有無について認定基準を参考としつつ、振動障害に特徴的とされる症状の有無及び各種検査の結果等を総合的に評価して、その該当性を判断することが相当であるとしており、E医師は、当該判決で用いた林業・木材製造業労働災害防止協会作成の基準により、振動ばく露が認められると診断したものであると主張している。

認定基準によれば、検査成績の評価における留意事項として、末梢循環障害、末梢神経障害及び運動機能障害の程度を総合判断するに当たっては、①手若しくは前腕部の筋萎縮又は手指の拘縮、②X線検査による肘関節その他の部位の異常について十分配慮することが必要とされているところ、当審査会においては、それらの点にも十分に配慮して総合的に判断したものである。

- 3 以上のとおり、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないことから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。